

一般社団法人 関東学校給食サービス協会  
 入会金・会費・賦課金規約

1. 定款 第 7 条（入会金等）及び第 8 条（経費の負担）で定める基準は下記のとおりとする。

- (1) 入会金：新規加入申込会員は入会承認後、加入金として 1 口 1 万円を納入する。  
 本加入金の納付は、初年度 1 回のみとする。
- (2) 会 費：月額 1 万 5 千円を納入する。
- (3) 賦課金：1 都 9 県（小学校・中学校）の受託件数で、下記の基準により月額で納入する。

受託件数	月額	受託件数	月額
0 件	0 円	71～80	32,000 円
1～5	5,000 円	81～90	33,000 円
6～10	7,000 円	91～100	34,000 円
11～15	13,000 円	101～120	35,000 円
16～20	18,000 円	121～140	36,000 円
21～30	23,000 円	141～160	37,000 円
31～40	28,000 円	161～180	38,000 円
41～50	29,000 円	181～200	39,000 円
51～60	30,000 円	200～	40,000 円
61～70	31,000 円		

(4) 納入期限：1 年を 4 期に分け、1 期毎に請求書を発行する。

期	月	期 限
第 1 期	4～6 月	4 月 3 0 日
第 2 期	7～9 月	7 月 3 1 日
第 3 期	1 0～1 2 月	1 0 月 3 1 日
第 4 期	1～3 月	1 月 3 1 日

(5) 支払方法：振込で納入する。ただし、振込手数料は会員の負担とする。

〈振込銀行〉みずほ銀行 神田駅前支店  
 普通預金 NO.2 2 0 8 9 0 7  
 口 座 名 一般社団法人 関東学校給食サービス協会  
 ジャ) カントウガ ッコウキョウシヨクサービ スキョウカイ